

各都道府県 介護保険担当課（室）

各市町村 介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局

認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

本日から入国拒否対象地域が追加されます。

3月19日付事務連絡（社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月19日現在））においてお示した対象地域について以下追加された旨をお知らせします。

適宜法務省ホームページの該当ページをご確認ください。

○入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、欧州21か国（注）及びイランの全域を指定。14日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

（注）アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

（法務省ホームページ）

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

<http://www.moj.go.jp/content/001316538.pdf>

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>